

第二アテナイ海上同盟の同盟総会

衣 笠 茂

【要約】アテナイは第二海上同盟の盟主として、デロス同盟のときとこととなり、同盟国の自治を尊重し、平等の立場をとることに心掛け、より民主的な態度を表明した。しかし実際の歴史ではしばしば同盟国を無視する政策を行なつたため、その性格の把握に際して、デロス同盟と同一視するものと、異なつたものとみる相反する議論を生んだ。筆者は、同盟総会の名称、構成、機能などを考察することによつてその進歩性の面、すなわち当時におけるこの同盟の新しい意義をもとめた。

アテナイは前四〇四年ペロポネソス戦争の敗北によつて、スパルタにデロス同盟の解散を命じられ、海外領を全部放棄、艦船は十二隻を残し、スパルタ側に引き渡し、長城、砦を破壊し、無残な敗戦国の憂目を経験したが、その後、経済の復興をともなつて再びエーゲ海に活躍、二十七年後の前三七七年、スパルタに対抗すべく新しく海上同盟をつくつた。デロス同盟に対し第二海上同盟とよばれているこの同盟は、アテナイの専制下にあつた前者とことなり、はるかに民主的にでき上つている。すくなくともその憲章

(末尾を参照)においてはギリシアの平和をのぞみ、同盟ボリスの自治独立を保証し、貢税を徴集しないことを誓つてゐる。デロス同盟において受けた非難の数々に慎重な考慮を払つて改善したようであり、加えるに前三八六年の「アタルキダス条約」の規定に強く制約されたせいでもあるが、エーレンベルクのいう「すくなくともギリシア的な環境でギリシア的な性格のもとでは実行不可能な理想案を實現しよう」と試みた^⑥「公明な同盟であつた。

しかし、憲章にかかわらず、アテナイがのちに同盟ポリ

スの自治独立をおかすようになり、献金を徴集し、実質的にはデロス同盟の強圧の二の舞を行なつたともいわれている^③。このような問題の所在については、すでに筆者はアンタルキダス条約の制約を強調しつつ、簡単に紹介したことがあり、^④村田教之亮教授はエーゲ海権の意義の面から、また井上一氏が前三三八年のギリシア連合成立の前史として、また国際関係における自治（アウトノミア）と自由（エレウテリア）の研究の角度からこの第二海上同盟にかなりの紙数をさかれた^⑤。

本稿では考察の対象をさらに限つて、同盟機関の側からとくにその同盟総会（*synagora*）のあり方について考察することによつてこの同盟の性格把握の一助とし、また当時におけるこの同盟の新しい意義を具体的に見出したい。

- ① これを第三海上同盟とよぶ立場もある。前三八九一八年にアテナイはトラシエプロスの活躍によりタソス、サモトラケ、トラキアのケルソネソス、ビュザンティオン、カルケドン、ホルカリナッソス、クラゾメナイなど各個同盟を結んでおり、これを「第二海上同盟」とよぶ。例を採る K. J. Beloch: G. G. III, S. 150. *ἀνεύρεται* Regling: RE. IV A, Symmachia ①項。
- ② V. Ehrenberg: *Zum zweiten Attischen Bund*. Hermes

LXIV, 1929, p. 338.

- ③ H. G. Robertson: *The Administration of Justice in the Second Athenian Confederacy*. *Classical philology*, XXIII (1928), p. 33.

- ④ 拙稿、「第二アテナイ海上同盟について」岡山史学、2、昭三一。

- ⑤ 村田教之亮「ギリシヤ史におけるエーゲ海権の意義。史林一九の四、昭九。井上一「B.C.三三八年のギリシヤ連合について」横浜大学論争七の二、昭三一。同「古典期ギリシヤ・ポリスに於ける国際的關係への一試論」同上九の三、昭三三。

一、名 称

たとえば「ギイオドロスは *κοινὸν συνέδριον ἀπάρτων τῶν συμμάχων* (XV, 28, 3) としてゐるが、憲章あるいは条約碑文では *οἱ συνεδριοὶ τῶν συμμάχων* あるいは *ταῖς συνεδρίοις* ともされ、一般に *συνέδριον* と呼んで差し支えないとせうであるが、一定の公式名は確定していない。

τῶν πλεόντων τῶν συμμάχων (同盟者の多数) で総会を意味するものもあるようである。^①アイトリア同盟の場合では *συνεδριον* は碑文のみにあらわれ、ポリュヒオス、リヴィウスなどの文献では *ἀποκρίτωρ* の名がみられるのみなので、

両者が同一のものをさすかどうかをめぐって疑義を生じているが、第二海上同盟の場合は、碑文文献は比較的一致して問題はない。第一海上同盟ではツキェジデスによると、*συνδοχος* (I, 96, 1; 97, 1) が用いられ、ペロポネソス同盟についても *συνδοχος* (I, 119) といわれる。この場合は、そのような会議の機関をさすよりも、単なる集まりという程度の表現である。ヘロドトスはイオニア同盟及びデロス同盟の会議に *πρόβουλον* を使用し (V, 7, VII, 172) プルタルコス (Arist. 21, 1) にも出てくるが、集會に送られる使者の意が強い^②。第二海上同盟以前で最も古く *συνέδριον* とよばれる同盟会議をもつのは、デルフォイのマンフィクチオネスであるが、これはアイスキネスのような四世紀以後の文献にあらわれるものであり、また前三九五年にアテナイ、ポイオティア、コリントス、アルゴスなどのアテナイの同盟国の代表が、コリントスに集まり反スパルタの戦術会議を行なっているのに *συνέδριον* が用いられるが、これはディオドロス (XIV, 82) の記事である。おそらく第二海上同盟の前後に、あるいは第二海上同盟のときから？同盟の会議が常置の機関として従来よりも重要性を帯びて

きたときに、*συνέδριον* という特別の用語が一般化してきたと考えられる。*συνέδριον* の名を用いる同盟の総会では、のちの前三三八年と、前三〇二年のヘラス連盟及びマイティア同盟 (フカイア同盟とは *συνδοχος*) が重要であるが、第二海上同盟のそれが最も古く一般化されて用いられるようになったとみられる点で、注目してもよからう。

- ① G. Busolt: Griechische Staatskunde. S. 1379, 2f. E. Lenz: Das Synedion der Bundesgenossen im zweiten athenischen Bunde. 1880. S. 6. *of συνέδριον τῶν συμμάχων*: IG, II² 42; 43. Isokr., VIII 29; Aischn., III 91. なま参照
of συμμάχων の意味する場合のみ。IG, II² 103; 112; 97.
- ② J. A. O. Larsen: Representative Government in Greek and Roman History. 1955.
- ③ Kahstedt: R. E. IV, Aa, S. 1334.

二、会期、場所、構成

同盟総会はアテナイに常置される。これについてはブルト^①あるいはレンツ^②が詳細に論証しているように、イソクラテスはテバイの対ブラタイア政策に関して、「総会がここにあるのだから」 (*ὅτιρος ἐνθάδε συνέδριον*) 相談すべきであ

つたと、プラタイア人に言わしめ(XIV, 21)、アイスキネスには、三年前の事件の証人に總會代表者達 (τοῖς οὐδέποισ τοῦ οὐμυζίκου) をよび出さうとしてゐる記事があり(II, 20) また總會の關係する碑文記事の日付が不定で時を選ばないことは、いつでも業務に携わる用意があつたことを物語り、總會の常駐は疑いえない。ペロポネソス同盟の會議が必要に應じてスパルタによつて召集されるものであり、デロス同盟については定期か不定期か問題であるが、毎年一回説をとつたとしても常置ではなかつたことを思えば、第二海上同盟の總會は、前二者にくらべてはるかに重要性を増している。のちのヘラス連盟になると、ギリシアの四大祝日(オリュンピア、ピュティア、ネメア、イストミアの大祭)に行なわれ、四年に六回の勘定で、その他、臨時總會が行なわれるとはいえ、史料に残る開催回数は極めて限られたもので、代つて五人の理事会(プロドロイ)が日常業務にあつた^④ことを考えると、第二海上同盟の總會の重要性がわかる。構成については、ディオドロス(XV, 28, 4)によると、各ポリスは大小にかかわらず、同じ一票の権利を持つていた。決定は単純多数である。しかし、代表者が各ポリス一

名に限られてゐないことは、トッドの 131 (IG, II¹107+S. 14, 14) に ミュティレネの總會代表者達 (τοῖς οὐδέποισ τοῖς Μυτιληναίων) と複数形が使われている所から明らかである。各ポリス一票である点は、ペロポネソス同盟、デロス同盟も同様である。これは弱小国の権利を保護してゐるともいえるが、事實は、指導的国家が群小ポリスの票を集めて會議を牛耳ることができたという欠点を持つた。デロス同盟で、ミュティレネの使者が諸同盟国が割れるためにアテナイに対抗できなかつたことを指摘しているが(Thuk. II, 10)、第二海上同盟でも同じようなことが起つたことが予測できる。現在の国連總會が、各構成国が五名まで代表者を出すことができるが、各国一票の表決権に定められてゐることと比較すると興味深い。ヘラス連盟になると各ポリスが連盟に派遣した陸海分遣隊の大きさに比例した票数をえることに變つてゐる。アイトリア同盟の總會への代表者数も同盟軍への派遣隊数に比例して出される^⑤。これは同盟国の人口比と言つてもよいであらう。これらと違い第二海上同盟の各ポリス一票は、なお旧來の慣習を守つていたわけである。ただ一ポリス一名と限らず複数でもよかつた

ことについては、ラルスンがその意義を認めている^⑦。つまり、代表者はそれぞれ派遣国から指示を受けて出席するわけであるが、議事が増加し多岐にわたつた場合、一名では充分論議をつくすことができない。第二海上同盟で、代表者の数が増加されていることは、同盟総会の議事が複雑化し、また代表者達の判断の下にかなり重要な事項が決議されていたことをしめすものだ、という。しかし、母国の意志に反した決議がなされた場合、代表者が帰国後にその責任を問われて罰せられないとも限らない。この点にまで慎重な配慮をみせるのは、前三〇二年のヘラス連盟規約である。それによると、総会へ遣わされたヘラスの使節（その他連盟職員）はいかなる事情によるも、監禁、拘束することを厳禁され、栗野教授の説明によると「縦令彼等の行動に加盟都市国家の利益と相反する場合を生じても、条約によつてその絶対自由と、身体の不可侵権は……中略……保障されていた」^⑧。このようなとき、使節は真に全権使節というに足りるが、第二海上同盟の規約はそこまで到達していない。総会が以上のように種々形態を整えてきたにかかわらず、それはやはり最終決定機関ではなく、一種の審議機関であ

つた。通常、総会の決議事項は、アテナイの会議（プレー）をへて、民会（エクレシヤ）で決定される。総会とアテナイの両方が承認してはじめて同盟の決議事項となるのであつて、二元主義が行なわれていた。この二元性は、デオドロスの記事でも表現されている。「アテナイ人と総会に参加している他のギリシア人達が、バイ人達と同盟をしていたので云々」[συμμάκτουσαν τοῖς ἑσθίοις τῶν Ἀθηναίων καὶ τῶν ἄλλων Ἑλλήνων τῶν κοινούτων τοῦ σουλίου]としよう。ように、総会とアテナイ人を対置している。トッドの二三三（IG, II² 103）の碑文において、シュラクサイのディオニシオス一世とその息子の、デルフォイとアポロン神殿の再建と平和について送つた手紙に関して、アテナイのプレーが、同盟（*τοῖς συμμάχοις*）、つまり第二同盟の総会に、最もよいと思われる案（*δούλια*）をアテナイの民会（*δημος*）に送るようにと決議した記録がある。同じくトッドの三四四でアルカディア、アカイア、エリス、フィリオスとの同盟締結に関する碑文において、同盟総会がアテナイのプレーに同盟の締結を受け入れるようというドグマを送つたという記事がある。これらはアテナイと総会の二元性を確

証している。総会にはアテナイ人が出席せず、総会、アテナイの会議、民会がそれぞれ独立した機関としてあつたわけである。

両者間の議案決定の手續をマーンシャルは次のように整理している。^①(1)アテナイの会議（ブーレー）は同盟総会に決議案を送るよう要求する。(2)送られた決議案はアテナイのブーレーに告示され、検討される。もし承認されたときはそれがそのまま議案（*Propositio*）になつてアテナイの民会に廻される。またもし、ブーレーが同盟総会の案（ドグマ）に同意できないときは、ブーレー独自のプロブーレーマをつくつて、ドグマとプロブーレーウマの両方を民会に廻し、民会はそのいずれかを決定する。(3)あるときにはブーレーは同盟者総会にドグマを直接民会に提出するよう要求する。この場合、ドグマはそのままプロブーレーウマになる。(4)またときには同盟総会はドグマを送る権利を放棄して、すべての決定をアテナイの民会に委ねる場合があつたらしいが、これは例外。

右のようにアテナイが同盟と対立して、決議の二元的手續を保持したことは、マーンシャルによつてこの同盟の弱点

と表現されている。「二つの同等の、そして、結局ももとほとんど相容れぬ機関、すなわちアテナイの民会と同盟の総会が存在していることが第一の大きい欠点である。アテナイがその高慢な地位を譲らうとせず、そしてまた比例代表を持つ総会をつくつて同盟を真の一つに融解しようとしなかつた」^②のである。それができれば連邦であつた。

このヘゲモンと同盟の二元性はなおのちのヘラス連盟に受けつがれる。しかし前三〇二年のヘラス連盟規約には、「連盟総会にて決議された事項は原則（決定的）*Kat'ala*とする云々」の項目があり、地方ポリスはこの総会の決議を自由に訂正、又は監査することができず、栗野教授は「総会は法行為の主体として法的人格者たり得たと言えるであろう」^③と考へておられる。だから盟主である王の行動範囲をも制限し、王がギリシア・ポリスに臨む場合は、法的にはヘラス連盟という法的協同体を通じてのみ有効な關係を生じた。王が實際上、いかに振舞つたかは問はず、総会の決定がクリア（原則）となつている点で、法的には第二海上同盟の総会より権限が大きかつたわけである。しかしペロポネソス同盟あるいはデロス同盟の会議では、指導国家の

代表が出席し、主宰したとみられるのに比較すれば、第二海上同盟ではアテナイ側から人を送りこまず、総会を盟主から独立した審議機関となしたのは、一種の進歩とみてよむであらう。

総会の人員は不明であるが、ディオドロスによると同盟国の数は七十に達し (XV, 30)、アイスキネスによると六十五 (II, 70) とあるから多人数であつたろう。ラルソンは、ヘラス連盟にあつたような総会内の理事会 (*Proedros*) の存在説を提起してゐるが、この説はまだ一般化してゐない。

- ① G. Busolt: *Der zweite athenische Bund*, 1874, S. 692-693.
- ② E. Lenz: *op. cit.* S. 6-7.
- ③ Larsen: *op. cit.* p. 53.
- ④ 粟野頼之祐「三〇二年ヘラス連盟条約(碑文)の研究」史林十九の二、二号参照。
- ⑤ M. N. Tod: *Greek Historical Inscription*, II, p. 231. Schwahn, Larsen, Berve, Tarn 等の説の紹介がある。
- ⑥ Busolt: *op. cit.* S. 1524.
- ⑦ Larsen: *op. cit.* p. 59.
- ⑧ 粟野頼之祐、同上史林十九の二、三三八頁。
- ⑨ F. H. Marshall: *The Second Athenian Confederacy*, 1905, p. 26.

⑩ *ibid.* p. 52.

⑪ 粟野頼之祐「同上」史林十九の二、三四三頁、及び「三二四年ヘラス連盟定期総会とアレクサンドロスの君主礼拝制確立の研究」史学雑誌、四十四の九四六頁。

⑫ Larsen: *op. cit.* p. 61.

三、権能

1 司法権

第一海上同盟の総会について最も問題になるもののひとつは、この司法に関するものであらう。デロス同盟においては、アテナイが同盟に対する反逆、離反、策動、同盟義務の怠慢などに対し、同盟国員を裁判する権利をもち、やがてその裁判内容を拡大して、同盟国の司法自治を脅やかし、大きい反感を買つた。^⑩第二同盟ではこれに対し、同盟側の司法権がその憲章に明らかに規定されている。すなわち、「ナウシニコスのアルコンのとき以後、アテナイ人の私人であれ、公人であれ、決して同盟者の領内に、家屋、土地を購入、抵当その他の手段にて所有することを許されざるべし。もし何びとか、いかなる手段にせよ、購入、獲得、管理するときは、同盟者のうち任意のもの、同盟総会

に申告するを得。同盟總會はこれを売却し、半ばを申告者に与え、他を同盟の共有にすべし」（三五—四六）とある。

この簡条はアテナイがデロス同盟時に行なつた他国の植民地化の如き行為を防止し、同盟国の自治独立の尊重を表明している点でも注目すべきであるが、同盟總會が司法権を確立している点でも重要である。しかもアテナイの個人に對しても、司法権を發動しえたことをしめしている。これはアテナイ側からみれば、同盟側への大きい譲歩であり、同盟形態の上からは、司法権の拡大として一時期を劃している。

さて、さらに問題にされ、對立する議論を生んだのは、同じ憲章碑文における「もし、何びとか、私人にせよ公人にせよ、この決議に反し、この決議に宣言されたることを破るとき提案、あるいは採決をなすときは、その者は市民権を剝奪され、その財産は国家のものに、十分の一は女神（アテナ神）のものに（没収）され、同盟を破壊するかどうか、アテナイ人達と同盟者達によつて裁かるべし。アテナイ人達と同盟者達はその者を裁き、死刑もしくは追放をもつて罰すべし。もし死刑の宣告を受けたときは、アッチカ

及び同盟国内に葬るべからず（五一—六三）」という文章である。この中に「アテナイ人達と同盟者達によつて裁判さるべし」(ἀποκτενοῦντο ἐν Ἀθηναίων καὶ τοῦ συμμαχῶν)とあるが、この句はどのような裁判手続を意味しているのであろうか。

具体的にはなんら述べていないし、判例となる資料も不足している。かくて、レントツ、ウステリ、マーシヤル、ケリ①らは、同盟總會員とアテナイからなる合同法廷が成立していると推測する。死刑の宣告を受けた者を、アッチカ及び同盟国に葬るべからずという規定は、同盟国側の判決への参加を予想させるし、またマーシヤルの説明によると、

碑文が ἐν Ἀθηναίων καὶ τοῦ συμμαχῶνとなつていて ἐν Ἀθηναίων καὶ ἐν τοῦ συμμαχῶνと前置詞をくりかえすことをしていないから、アテナイ人に裁判され、それから同盟によつて裁判されるのでなく、アテナイ人と同盟の代表が合同した法廷に裁かれる、という。彼は更に加えて、この法廷の裁く対象は反同盟的行為の、しかもアリストレスの草案した規約（憲章）を犯したものに限られてゐるから、実際にこの合同法廷が活動したかどうかは疑問であるが、宣言文の意味からは合同法廷が同盟機関のひとつ

つとして存在したことになると言っている。^⑤

これに対しリプシウスは合同法廷を否定し、同盟者が裁くのは、犯罪者が同盟国領内で犯した場合に限られると考えた。^⑥ ブゾルトも最初、「第二海上同盟」の著作中では(七三四頁)合同法廷説をとつたが、のちに「Griechische Staatskunde. 一三八七頁」ではリプシウス説を採用し、否定している。またロバートソンは、マーシャルの前置詞がくりかえされぬという前述の説明に反対し、会議と民会に提案という場合に、*ἡ ποσὴν τῶν βοικῶν καὶ ἄλλων* (C I A IV, 11) という例があり、前置詞の有無で論じるのは根拠不足として、合同法廷の存在を否定する。ロバートソンも引用しているように、アテナイがケオス島のイウリス市の叛乱を鎮定後、その処置を定めた前三六二年の碑文 (Tod 142) の中に、叛乱者氏名に登録された者の中で実際はそれに加わらなかつたものは、誓と協定により、ケオスとアテナイで裁判を受けるようにと指示している (…*ὅπως ὑποσχεῖν κατὰ τῶν ὀρκῶν καὶ τὰς συνθήκας ἐν Κέοις καὶ ἐν τῆι ἐκκλησίῳι τῶν δαίε' Ἀθηνῶν*)。ἐκκλησίῳι τῶν δαίε' がなにを意味するか判断としない。アイスキネスの一の八九に審判のボ

リスというほどの意に用いられている。マイヤーは、はじめアテナイ人と同盟国人間の裁判の重罪については、どこかが合意の上の仲裁ボリス (*arbitro fidei*) が裁定することになつていたが、のちにそのうしろに「アテナイ」の字を入れて裁定権をアテナイのものにしてゐる、と説明している。^⑦ 興味のある説であるが、資料が不足している。いずれにしても、ここでは同盟の合同法廷を意味しないことは確かである。トッドはこの箇所、第一審をケオスの法廷で、次いでアテナイで上訴が行なわれたかもしれないという註釈を加えている。そしてむしろ、同じ碑文の七四、七五行に、百ドラクマ以上(の損害賠償?)の犯罪の裁判、告発は協定によつてアテナイ人が行なうことをしめしている箇所があり (*τὰς δὲ ὀρκῶν καὶ τὰς συνθήκας τὰς κατ' Ἀθηναίων τῶν ποσῶν τῶν ἐκκλησίῳι κατὰ τὰς συνθήκας, ὑποβαλὺν ἄνω ὑπερὸ ἐκκλῆσιον βοικῶν*)。これは重大犯の裁判をアテナイに集中する傾向を表現しているようにも思われる。

また、対同盟の国事犯というべきほどのものではないが、アテナイのケオス産赤土の独占についての前三五〇年以前の碑文 (Tod 162) に、違反の申告者、告発者はアテナイに

訴えることができる旨を記している (*Epistola de kai ephora* 'Aphraze kai tai phourai kai tou eubestauri)。このように実例は、アテナイの同盟国に対する司法権の拡張を暗示するようである。もとよりこれらの資料も、第二海上同盟における合同法廷の存在を積極的に否定しうる強さを持っていないが、時代をへるにしたがつて、アテナイがデロス同盟でおかした司法自治の侵犯をくりかえすのを証明する材料になつてゐる。

とにかく、アリストテレスによる憲章のみから合同法廷の有無を決定することは困難である。罪人から没収した財産の十分の一がアテナ神のもとに収められるのも合同法廷たるを疑わしめる。筆者もラルスン^⑦とともに、合同法廷の存在については否定的立場をとりたい。なぜなら、同盟政策の決定に際して、同盟総会とアテナイの民会の両者による二元的手続が行なわれるときに、司法のみが合同して一元的になるのは無理と思われる。また当時のアテナイが、国事犯を全く他のポリス人を交える法廷の手に委ねてしまふほど譲歩したかどうか危ぶまれる。さらに、のちに第二同盟の形態を強く受けながら、幾多の点で第二同盟の水

準をこえた規約をつくつたヘラス連盟が、司法的権限をなお総会に委任して特別の同盟法廷をつくるまでに至つていないにもかかわらず、それより四十年も早い第二同盟が合同法廷をつくつたとみるのは、いかにも不自然である。ラルスンはさらにその手続に言及し、グロツツ、コーアンの説にもとずきながら、罪人が死刑にしろ、追放にしろ、同盟領からしめ出されるわけだから、「アテナイ人がその市民を判決し、同盟国がその判決を確認することがのぞまれたに違いない。アテナイ人がためらつてゐるときには、同盟総会がイニシアチブをとり、いわば第一審を行ない、アテナイ当局に犯人を訴訟にかけることを要求することもありえただろう」と結論している。だからマーシャルのように「ギリシアにおける真の連邦 (Federation) の先駆^⑧」と明言してよいかどうか、この面では疑問である。ただこの項の最初に述べたようにデロス同盟にくらべて総会の司法権限が拡大してゐたことは言い得るであらう。

(2) 新加盟国の承認

ペロポネソス同盟、デロス同盟は、盟主であるラケダイモンあるいはアテナイとの各個条約の上になつてゐた

ので、新加盟国の受け入れは盟主が独自に行なつた。第二同盟の場合、加盟者はアテナイの同盟者であるとともに、同盟者の同盟者であつたので、同盟側、いかえれば同盟総会も新加盟国の受け入れに関与するのが当然であつたらう。ところが新加盟国承認権は、もつぱら盟主たるアテナイが持つていたようである。同盟締結碑文は、アテナイの民会の批准によつて成立していることをしめしている。ただ、同盟側はその間全く無視されていたわけではない。たとえば、前三七五年のコルキュラ、アカルナニア、ケファレニアの同盟加入の碑文(Toad 126)は、三国の加入が民会に認められ、(ブーレー)会議の書記によつてその国名が、同盟者表に刻みこまれ、さらに会議と、ストラテゴイとヒッパイスが三国と加入について誓をかわし、同盟側、すなわち総会によつて同じ誓をなされることによつて新加盟国の正式承認がなされる順序をしめしている (καὶ ἀποδοῦσαι τοὺς σφραγίδας καὶ τοὺς ἱππέας καὶ τοὺς συμμάχους ἀπόου ἀσπίδος τοῦ δήμου)。同盟創設直後に加入したメテムナとの締結碑文(Toad 122)にも誓の順序が述べられている。まづメテムナの使者が他の同盟がなしたと同じ誓を、同盟

の代表者達(τοὺς ἑνεσφόρους τοῦ συμμάχου)とストラテゴイとヒッパルコイになし、次に反対に同盟の代表者達とストラテゴイとヒッパルコイがメテムナ人に誓を返し、さらにその後アイシモス(アテナイの使者の名)と船上の同盟の使者達(τοὺς νεωσφόρους ἐπὶ τῷ νεώ)が、メテムナの役人達が他の同盟者がなしたと同じ誓をなすのを視るよう指示されている。以上のように新加盟はアテナイに承認されればよいが、同盟総会が誓に加わることをしめしている。⑤
マールンツはこれを総会が監督権をもつと表現している。マールンツは、リプシウスがアテナイのみで新加盟を承認する事実が、とりもなおさずアテナイがこの同盟で支配的地位をしめた決定的な証拠だとするのに反駁して、次のようにいう。すなわち、同盟加入は両手をひろげて歓迎されることで、異議を申し立てる必要もなく、アテナイに委任しておいても一向差支えがなく、もし異議をさしはさみたいときは、誓を拒絶すればよいのであつて、新加盟に関してアテナイ側と同盟側に不一致が起るようには思えない、と。^⑥
第二同盟に加入しない他の同盟と同盟を結ぶ場合は、総会は積極的にドグマをつくつて例がある。すでにふれ

た前三六二一年のアルカディア、アカイア、エリス、フィリオスの四国同盟との同盟締結碑文 (Tod 14) に於いて、同盟総会が締結に関するドグマをつくつたことを示す箇所がある。それによると、同盟（すなわち総会）が、アルカディア、アカイア、エリス、フィリオスによつて提議されたことによつて同盟を受け入れるようにというドグマをアテナイの会議（ブレー）に送り、ブレーはそれを決議案（プロブレウマ）とし、民会に承認された手続が記載されている。^①

同じくアテナイと同盟の二元性の説明にさいしてすでにふれたように、アテナイ側はディオニシオス一世とその息子への顕彰について最もよいと思われる方法をドグマにしてくれるよう同盟総会に要求している (Tod 133)。アイスキネスの三の六九にマケドニアのフィリップスとの平和締結に関し、同盟総会がドグマをつくり、アテナイ側に勧告している箇所がある。これらを見ると外交について同盟総会がアテナイと審議していることが窺われる。

ただ同盟と関係なくアテナイが単独にどこかと同盟、或は外交交渉を行なう場合、例えば、前三六七年のシュラク

サイのディオニシオスとの同盟 (Tod 136)、前三六九年のスパルタとの同盟 (Xen. Hell. VII, 1)、前三六七年のスパルタ人コロイボスの顕彰 (Tod 135)、前三六一年のテッサリアとの同盟 (Tod 146) などには、同盟総会は関与している形跡はない。アテナイの外交はそのまま同盟にもひびくので、あるいは総会に対し事前に諒解がなされたかも知れないが、確証はない。

(3) 和戦の決定。平和会議への出席

もともとのこの条約はシムマキアの名がしめすように軍事的な防禦同盟であるので、憲章がしめすように同盟国いずれかが攻撃されたときは、全同盟国が援助することになつてゐる。当然、戦争か平和かについては、同盟側は積極的に参加した。前三七五年のアテナイとコルキエラの同盟締結碑文 (Tod 127) に、コルキエラ人は戦争及び平和締結は、アテナイと同盟国の多数の同意なくしてできない、その他のことも同盟の案によつて行なうべし、とある (Toisíon de kai toú Pliíous tou eumíktou toútou de kai tálla

katá tá dóxhata tou eumíktou) すなわち理論上では、アテ

ナイが同意しても同盟総会が同意しなければ、戦争とか平

和締結は行なわれないことになる。^⑩

前三七一年、テバイがプラタイアイを破つたのち、スパルタで平和会議で行なわれたが、各ポリスは自治を尊重することを再確認し、誓を行なつたが、このとき、クセノフオン(Hell. VI, 3, 19)によると、まずラケダイモン人が自国と同盟者を代表して誓をなし、ついで、アテナイ人とその同盟者がそれぞれポリス毎に誓をなしたとある。(ἐπὶ τοῖς τοῖς ἀμύχαναι λακεδαίμονιοι πρὸς ἑαυτοὺς καὶ τοὺς σπυρτιάων, ἡσπαρταίων δὲ καὶ οἱ σφίρταροι κατὰ πόλεις ἕκαστον)。これによる同盟国の代表者達、おそらくシュネドロイが平和会議に出席したことをしめし、面白いことにはラケダイモン人が同盟を代表して誓をなしているのに反し、アテナイの同盟側は各個に行なつている。デロス同盟のときは、たとえば前四二一年のいわゆるニキアスの平和のときには、アテナイは同盟国を代表して誓をなし、逆にスパルタ側はスパルタとその同盟国が別個に誓をなしている。これによつて、第二同盟の方がデロス同盟よりも平等の立場を心掛けていたことがわかる。前三四六年、フィリッポスといわゆるフィオクラテスの平和を結ぶときに、アテナイ側によつて同

盟のドグマが否認されたことが報告されているが、すでに第二同盟が意義を失つた末期にあたる時代のことである、一般的なものと認められない。^⑪

(4) 財 政

憲章碑文に、同盟国内に家屋、土地の在外財産を所有することを禁じ、禁を犯して所有した場合は、それを没収し、半ばを申告者に、半ばを同盟の共有にするところから同盟の共有金庫が存在したことは明らかである。勿論、管理者が任命されたであろうが、それについては不明である。

第二同盟の性質を規定する場合、同盟の司法権とともに、最も問題にされるのは献金(εὐραϊαί)の実体である。デロス同盟において、アテナイが貢税(φύλαξ)を取りたて、同盟金庫をアテナイにうつして私物視し、アテナイ帝国繁栄の基をなしたことは名高い。第二海上同盟ではこの憎悪された貢税も廃止することを、まず憲章で明文化して誤解をさけた。しかるにまもなくそれに代つて、*εὐραϊαί*が税金のように取りたてられて軍事費、とくに同盟軍隊の給与にあてられた。これが定期的に徴集されたのか、臨時のもの

のか、フォロスと同じ性質のものか否か、あるいはまたその額についてなど、多くの議論を生んだ。しかしここでは *συνταξίς* そのものについて述べる余裕がない。関係のあるのは、この *συνταξίς* の額の査定、収支に同盟総会が関係したかどうかである。デロス同盟では各ポリスの貢税額の査定は、各地域から持ち寄られた見積額を基礎にアテナイのプーレーが課税額を定め、提案として陪審裁判所に提出され、そこで決議される。同盟ポリスの意見は聞いたが法的な決定権はアテナイにあつた。^④

これに関する明快な資料は不足しているようであるが、偽デモステネスの「反テオクリネス論」^⑤に、ストラテゴス（この場合カレス）の報告によつて民会が査定したのを推測せしめる箇所がある（*πρωθυμῶνες τετραῖθαι τὸ ψήφισμα παραυμῶν, ὃ πρότερον Χαρίτων ἐγράψατο, τοῦτο πρὸς συντάξιν, ἢ θουκυδίδης εἶπε, καὶ πέρας τοῦ παραλήτων οἴδεν γίνεσθαι, ἢ ἀλλὰ τοῦ μὲν οἴκων συζωποῦντα, τῆν ἀνταξίαν διδύμει τοῦς Αἰγύου, ὅσην Χάριτι τῆ ἀρπαγῆ συζώμεσθαι, τοῦτον τοῦ μακρῶν κτλ.*）但し前三四一年頃、同盟末期のごとである。^⑥

アテナイがテネドス人をアテナイと同盟につくしたゆゑに顕彰し、一時あらゆる課税を免除することを記す碑文（*Tod 175, 27—30*）に、ストラテゴスからも他のものからも、また総会によつても課せられない、とあり、この箇所では *εὐνοίας* の語がなく曖昧であるがそれを意味するのではないかと思われる。同じく二十行目に、採決された献金（*τῆν ἀνταξίαν τῆν ἐπιθρομένην*）とあるが、前後が脱落して意味がとれない。これも前三三九年、同盟末期である。マイヤーは、献金額はまず同盟会議、それからアテナイとストラテゴイとの共同で決定されるとしているが、史料を詳らかにしない。^⑦

その管理について、これはすでに井上一氏も引用されたが、^⑧キュクラデス島のアンドロスのアテナイ守備隊が、前三五六年に「同盟員の決定（ドグマ）により、*συνταξίς* から給料を受くべきこと」とされているので（*Tod 156*）、兵士の俸給の支払には同盟総会が関与したことは確実である。^⑨

結 び

以上、同盟總會について各方面からその性質をみてきたが、少なくとも、創立当初は、理論的には、アテナイの民衆と平等の立場を持つたことがうかがわれる。実際に、アテナイがマケドニアに敗北するまで(三三八)の全歴史を通じて、どのようにアテナイに取り扱われ、当初の意図が踏みにじられたかについては言い及ばなかつた。ただ審議権ではアテナイとの平等の立場を明確にあらわしているが、軍隊指揮権、行政権の面が、アテナイ、ことに主としてそのストラテゴイの手に握られていたので、その後、時代をへるにしたがいアテナイに牛耳られるに至るのは自から理解できる。それにしても、デロス同盟やペロポネソス同盟に比して同盟總會の意義が増大していることは明らかである。エーレンベルクは「第一同盟の全く軍事的な同盟ではアテナイの帝国支配(εξουσία)以外に何ら政治的発展の可能性がなかつたのに対し、第二同盟では連盟(Stratenbund)をつくらうとする真面目な試みであつた。ひとびとはみだりに頹廢とか衰亡とかについて口にするのを許されな^⑩」と言つているが、制度上からは確かに平等の方向に発展させていたと思われ^⑪。

① Busolt: op. cit. p.1356.

② Lenz: op. cit. p. 10. Usteri: Aechtung u. Verbannung. p. 90. (「アテナイの民主主義の発展」の引用)。Marshall: op. cit. pp. 35—37. Cambridge Ancient History. VI, p. 73. (by Cary).

③ Marshall: ibid. p. 37.

④ H. Lipsius: Säch. Berichte, 1898. p. 154. (Marshall: op. cit. p. 36. Busolt: op. cit. p. 1388 より引用)

⑤ H. G. Robertson: 'The Administration of Justice in the Second Athenian Confederacy. (Class. phil. 23) 1928. pp. 30—31.

⑥ Ed. Meyer: G. d. Alt. V. p. 382, 384.

⑦ Larsen: op. cit. pp. 61—63. (Glotz and Cohen: Histoire grecque III, 123—124. M. Feyel: Rev. phil. 71, 1945, 156. 以下に引く)。ただし、後者は合同法廷説に傾く(由)。井上一氏「古典期ギリシヤ・ロマに於ける國際關係への試論」よりこの同盟について述べられている。

⑧ Marshall: op. cit. p. 55.

⑨ Lenz: op. cit. p. 16.

⑩ Marshall: op. cit. p. 27.

⑪ Ταύρα μὲν ἤχουα, ἐτασθὴ δὲ οἱ σφύμαζοι δόγμα εἰσφεύκτα εἰς τὴν βουλῆν, δεύσεσθαι τὴν συμπαταύ κατὰ ἐπιτηλέουσαν οἱ Ἀρκάδες καὶ Ἄταροι καὶ Ἡλαῖοι καὶ Φλαῖαροι, καὶ ἡ Βουλὴ τῶν βουλευσέων κατὰ ταύτα, δεδύσθαι τῶν θύμων, εἶναι συμπαταύς

τόν τε ἀναθη τὸν θῆνον εἰς τὸν δεῖ λόγον Ἀθηναίων τὸν
 ἄριστον καὶ τοὺς συμμάχους καὶ Ἀρκάδας καὶ Ἀχαιοὺς καὶ
 Ἰηταίους καὶ Ὀρεστιάδους...

③ A. Hoeck: Die Beziehungen Korkyras zum zweiten athenischen Bund, p. 9. には、アテナイの社会が同盟のドクマを拒絶し、変更をしたときにはその承認を求めた。そして同盟側がその承認を拒絶したときには、法案はアテナイのみに関係して行なわれた、とみている。マーシャルはこの意見を否定しているが、両者が一致しながらときには英国の上院、下院のように、弱く方が譲つたのではなからかとみてる。(op. cit. p. 32.)

⑭ Marshall: op. cit. pp. 33—34.

⑮ Busolt: op. cit. pp. 135f—52.

⑯ Busolt: Der athen. Bund, p. 714.

⑰ F. Meyer: Geogr. d. Alt. V, p. 383.

⑱ 井上「…国際関係…」六三頁。

⑲ Ehrenberg: op. cit. p. 338.

〔附録〕前三十七年、第二海上同盟憲章碑文 (Tod 123 に
 469)

ナウシニコスのアルコンのとき、

ケフィンソフォンの息子、カリビオスの書記

ヒポソントイスの（訳註—フェレの名）第七ブリュタネイアの
 とき、会議 (Boule) と民会 (Ekklesia) によつて決議さる。アトモ

ネア出のカリノスが議長をなし、アリストテレスが提案す。(1—5)

アテナイ人達とアテナイ人達の同盟者達に幸いあれ、ラケダイモン人達がヘラス人達に自由にして (ἐλευθερίας) 自治をもつて (ἀνεξαρτησίας) 静穩 (ἡσυχίας) に生計をなし、各々そのすべての土地を所有することを許すように、かつ、ヘラス人達と(ヘルシア)王とが協定をもつて誓ひし全面的平和 (ἐν κοινῇ εἰρήνῃ) が永久に支配し、続くように、民会をして決議せしめよ(6—15)。

王に属する者を除き、何人なりとも、アテナイ人達及び同盟者達の同盟者になることを欲するならば、自由にして自治たるを許され、その欲する国制を (πολιτείας) を施行し、駐留兵を受け入れず、統治者を受けず、貢税を (δῶρον) 課せられることなし。これらはキオス人達、テバイ人達及び他の同盟者達と同じ条件なり(15—25)。アテナイ人達及びその同盟者達と同盟をなせし者に対しては、民会はアテナイ人の私人のものであれ、公人のものであれ、同盟をなせしものの領土内に (ἐν τῇ χώρα) あるものあれば、その在外財産を引き渡すべく、かつこれらに関し保証さるべし。(25—31) もし偶々アテナイにおいてアテナイ人達と同盟をなせしポリスにとつて不都合な記録があれば時の会議 (Boule) はこれを廃棄する権限を有すべし(31—35)。ナウシニコスのア

ルコンのとき以後、アテナイ人の私人であれ公人であれ、決して同盟者達の領土に家屋、土地を購入・抵当・その他の手段にて所有することを許されざるべし(35—40)。もし何びとか、いかなる手段によつてにせよ、購入・獲得・管理するときは、同盟者のうち任意の者、同盟總會に(τῶν τῶν συνδέσμων)申告するを得。同盟總會はこれを売却し、半ばを申告者に与え、他を同盟の共有にすべし(41—46)。もし何びとか同盟を結んだ者に陸に海に戦争をなすときは、アテナイ人達及び同盟者達は陸に海に全力をつくし、力をもつて援助すべし(46—51)。もし何びとか官職者にせよ私人にせよ、この決議に反し、この決議に宣言されたることとを破るとき提案あるいは採決をなすときは、その者は市民権を剥奪され、その財産は国家のものに、十分の一は女神のものに(没収)され、同盟を破壊するのことで、アテナイ人達と同盟者達に裁判せらるべし(καυέδω ἐν Ἀθῆναις κατὰ τῶν συνδέσμων)。アテナイ人達と同盟者達はその者を裁き、死刑もしくは追放をもつて罰すべし(51—60)。もし死刑の宣告を受けたときは、アッ

チカ及び同盟国内に葬るべからず(61—63)、この決議(ἀπόφασις)を會議の書記は、石の表に記録し、エレウテリオスのゼウス神(像)の側に置くべし。表の記録の費用、六十ドラクマイは(アテナ)女神の財務官(τῆλεμαχος)が、十タラントの中から支出すべし。この表には現在同盟のポリス並びに(将来)同盟者になるポリスの名を記すべし(63—72)。このことを記し、民会は即刻、テバイに三人の使者を選び、テバイ人にできうる限りよきことを(訳註)同盟に加入するよう)説得するようにすべし。次の者が選ばれる。マラトンのアリストテレス、アナフリュストスのピュランドロス、コリントスのトラシユプロス。次のポリスがアテナイの同盟者なり(72—78)。

(このあとにキオス、テネドス、テバイらの同盟国の名が記され、そのあとで再びアリストテレスの提案が記されているが、損傷激しく意味が不詳である。本文の横にもケルキュラ、カルキデアその他の同盟国名が記されている)。

Governing Structure of the Shogunal Territory in *Kinai* (畿内) at the Beginning of the *Edo* Era

By

Naohiro Asao

Government of the peasantry in *Kinai* (畿内) of the Shogunal territory in the *Kan-ei* (寛永) period (1624-44) had two aspects; one is by enforcement of the statute labor by organizing as *Yakuya* (役家) almost all the peasants who had their house and labor power, and the other by authorizing many *Toshiyori*s (年寄) elected out of small peasants creating new consanguineous family to levy rent, intending to weaken the social economical influence of *Shoya* (庄屋) or village headmen who were developing their holdings as small resident landlords.

The Shogunate government interfered in and secure their control over irrigation, forests and fields which were the foundation of their holdings, and created conditions for formation of the feudal family-yeomanry as a base of its own authority by promoting irrigation works.

The Assembly of the Second Athenian Confederacy

By

Shigeru Kinugasa

The Athenians, as head of the Second Naval Confederacy, unlike the case of the Delos League, took a democratic attitude by respecting their allies' autonomy and trying to be on an equal footing with their friends. In their practical action, however, they adopted the policy in defiance of their allies; consequently there arose two different interpretations—one is to regard each League in the same character, the other in quite a different character. This article shall find out the progressive aspect or the new importance of this League at that time by investigating the name, constitution, and function of this League's general meeting.